

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本方針1 生産から消費に至る一貫した安全の確保

施策の方向1 生産段階での安全確保

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(1) 畜産物の安全確保対策	1	生産段階におけるBSE対策	農水 (畜産)	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないよう飼料製造工場、畜産農家への監視指導を行う。また、死亡牛のBSE検査を行う。	飼料製造工場業者立入	6件	12件	13件
					畜産農家飼料給与監視	130件	137件	120件
					牛農場立入	全農場各2回 (延べ1928戸) 約110,000頭	3,205戸 356,851頭	1,734戸 約105,000頭
					死亡牛検査	580頭	628頭	500頭
	2	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	農水 (畜産)	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努める。	養鶏農場立入	全農場各3回(615戸) 約35,000千羽	709戸 44,154,997羽	585戸 約36,000千羽
					モニタリング検査の実施	45戸(延べ180戸) 2,100羽	45戸 2,100羽	45戸 2,100羽
	3	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	保福 (生衛)	と畜解体作業のときに枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導する。	と畜場の監視指導	食肉衛生検査所にて実施予定	と畜場開場日に実施(235日)	食肉衛生検査所にて実施予定
	4	食鳥処理場における食鳥と体の汚染防止対策	保福 (生衛)	食鳥と体のカンピロバクターによる汚染実態を把握し、食鳥と体がカンピロバクターに汚染されないよう防止対策の徹底について指導する。	食鳥処理場の監視指導	大規模施設各2回 小規模施設各1回	大規模施設11回/5施設 小規模施設13回/13施設	大規模施設各2回 小規模施設各1回
	5	と畜場におけるBSE対策	保福 (生衛)	と畜場において、BSEスクリーニング検査等BSE対策を実施する。BSE対策の見直しを行う場合は、国等と連携して説明会や意見交換会を実施し、県民や食品関連事業者の理解と不安解消に努める。		と畜場におけるスクリーニング検査の実施	BSEスクリーニング検査(7/1～は48月超の牛)2636件	48月超の全頭について実施予定
						BSE対策の見直しに関する説明会等の実施(6月7日)	BSE対策の見直しに関する説明会等の実施(6月7日) チラシ作成2,000枚	—
新	安全な獣肉の流通対策	農水 (農村)	野生獣の処理施設等に対し、「岡山県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン」に基づいた適正な処理方法の周知に努める。		—	—	ガイドライン冊子配布	

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(2) 農林産物の安全確保対策	6	GAPの推進	農水 (農産)	GAPについては、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行う。また、JA指導員、普及指導員等による生産者の自己点検結果を評価する体制づくりや、糖度・鮮度保証などと組み合わせた情報発信など、一層の高度化を図る。	GAP推進について	35産地 研修会の開催 2回 GAP導入モデル地区の 支援 5地区	37産地 研修会の開催 2回 GAP導入モデル地区の 支援 5地区	38産地 研修会の開催 2回 GAP導入モデル地区の 支援 5地区
	7	農薬の安全、適正使用の指導	農水 (農産)	農薬の流通・使用における適正な取り扱いを図るため、現場における指導的な立場にある者を「農薬管理指導員」として認定し、研修会において農薬の適正使用を徹底する。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進める。	農薬管理指導員認定研修会開催数	6回	6回	6回
(3) 水産物の安全確保対策	8	養殖衛生管理体制の整備	農水 (水産)	養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用の指導を実施するとともに、養殖魚の医薬品残留検査を行う。	養殖衛生管理について指導する経営体数の割合	100%	98%	100%
	9	貝毒発生監視調査	農水 (水産)	4～6月(アサリ)と10～4月(マガキ)に、貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を行い、貝毒が基準値を超えた場合には出荷の自主規制等を指導するとともに、結果の公表を行う。	貝毒発生監視調査	68件(麻痺性貝毒34検体、下痢性貝毒34検体)	63件(麻痺性貝毒32検体、下痢性貝毒31検体)	68件(麻痺性貝毒34検体、下痢性貝毒34検体)
	10	ノロウイルス監視調査	農水 (水産)	10～2月にノロウイルス検査を実施し、陽性の場合には関係機関へ注意喚起するとともに、陰性になるまで生食用出荷を自粛するよう指導する。	ノロウイルス監視調査	140検体	140検体	140検体

食の安全・安心の確保施策実施状況

施策の方向2 製造から販売段階での安全確保

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(4) 食中毒対策	11	全般的な食中毒対策	保福 (生衛)	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行う。飲食店、弁当屋、給食施設など食中毒リスクが高い施設に対して、多発しやすい時期の一斉取り締まりの実施など、重点的に監視指導を行う。	加工・製造・調理施設等に対する目標監視件数達成率	100%以上 各保健所で実施予定 (社会福祉施設、大量調理施設等一斉取締りの実施)	118%(33,912件/28,774件) 社会福祉施設、大量調理施設一斉取締り等を実施	100%以上 各保健所で実施予定
	12	特に注意を要する食中毒対策	保福 (生衛)	<ul style="list-style-type: none"> 腸管出血性食中毒対策 飲食店や食肉販売店等に対し、牛レバーの生食用としての提供の禁止、生食用食肉の加工調理基準等の遵守について、引続き監視指導を徹底する。 浅漬など加熱調理をせずそのまま食べる食品の製造、加工等を行う事業者に対する監視指導を強化する。 カンピロバクターによる食中毒対策 食肉を取り扱う事業者に対し、生食のリスクを認識させ、豚生レバー、鶏刺し、鶏生レバー等、生食用としての提供の自粛を指導する。 ノロウイルスによる食中毒対策 食品の中心部までの十分な加熱、調理従事者を介した食品の二次汚染を防止するための健康チェックや手洗いの徹底等について指導する。 		各保健所で実施予定	<ul style="list-style-type: none"> 牛レバーやカンピロバクターについての啓発チラシを作成、食品関連事業者等へ配布した。 牛レバーの生食としての提供禁止及び十分な加熱調理を行うよう、飲食店等へ監視指導を行った。また、浅漬製造施設や、豚や鶏レバー等を生食用として提供していないか等の監視指導も行った。 11月をノロウイルス対策強化月間とし、集中的に監視指導を行った。 	各保健所で実施予定
					暮らしやすさ指標 食中毒等の発生件数			
	13	自然毒による食中毒対策	保福 (生衛)	ふぐの素人調理による食中毒を防止するため、ふぐ毒の危険性について周知する。また、毒キノコ、チョウセンアサガオ等の誤食を防止するための啓発を行う。		テレビ、ラジオ等で県民へ広報を実施予定	県政広報資料、ラジオ、NHKデータ放送で啓発	実施予定
	14	食中毒注意報の発令	保福 (生衛)	夏季における気象条件や冬季における感染症の流行状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行う。		実施予定	夏季は6月18日に、冬季は11月21日に発令(報道機関等に情報提供)	実施予定 (夏季は6/10に発令)
	15	食中毒に関する新たな情報の提供と対策の指導	保福 (生衛)	サルコシステイス・フェアリーやクドア・セブテンプリンクタータによる食中毒の予防対策といった新たな情報の普及啓発を行う。		講習会等で普及啓発を行う	食品衛生指導員再教育講習会等で啓発	実施予定

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(5) 不良食品の排除	16	食品を取り扱う事業者に対する監視指導の徹底	保福(生衛)	食品を取り扱う事業者に対し、製造基準や成分規格だけでなく、衛生規範についても遵守するよう監視指導を徹底する。 また、異物混入を防止するための具体的な仕組や体制がつくられているか、また、それらが従事者に徹底されているか等について、指導や助言を行う。		各保健所で実施予定	各種製造業を対象に各保健所で監視指導を実施 監視件数 1,444施設	実施予定
	17	試験検査の実施	保福(生衛)	添加物や残留農薬の量、細菌の数など、目視では適否の見極めができない事項については、試験検査を行い、法令や衛生規範に適合していることを確認する。	収去検査件数	5,000検体以上 各保健所で実施予定	5,356検体 (県検査検体から5件の違反)	5,000検体以上 各保健所で実施予定
	18	健康食品の買上検査の強化	保福(医薬)	医薬品成分の混入した食品が流通していないか、県内に流通している健康食品の買上検査を行う。	健康食品買上検査件数	5件以上	10件	5件以上
(6) 適正な表示の確保	19	表示制度の周知	県生(安心) 農水(農産・水産) 保福(生衛)	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示制度の周知を行う。		研修会等、実施予定	担当部局(景品表示法、JAS法、食品衛生法)で研修会を開催	研修会等、実施予定
	20	表示を行うべき事業者への指導・助言	県生(安心) 農水(農産・水産) 保福(生衛)	表示を行うべき事業者への立入では、適正な表示が行われているか監視指導を行う。また、表示ミスや表示漏れのチェックを行う体制づくりや、期限設定に当たって、業界団体などのガイドラインに沿った保存試験結果など、科学的な裏付けを持って設定するよう指導や助言を行う。 表示を行う事業者からの相談には、表示が適正に行われるように指導や助言を行う。	JAS法などによる適正表示の調査店舗数	254店舗(JAS法関係)	担当部局で表示について調査を行った。 291店舗(JAS法関係)	各担当部局で実施予定 264店舗(JAS法関係)
	21	流通食品の検査	保福(生衛)	流通段階の食品については、販売店での目視による確認だけでなく、試験検査を行い、添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え等の表示が適正に行われているかを調べる。		各保健所で実施予定 (アレルギー物質検査: 20件 等)	アレルギー物質(乳、卵、小麦、落花生、そば) 35件 遺伝子組換え(大豆) 33件	各保健所で実施予定 (アレルギー物質検査20件、遺伝子組換え30件)

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標	
(6) 適正な表示の確保	22	消費者の表示についての理解の促進	県生(安心) 農水(農産・水産) 保福(生衛)	消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品が取り扱えるよう、食品表示に関する知識の普及を行う。			講習会等で普及啓発を行う	担当部局での講習会、セミナー等の中で実施	講習会等で普及啓発を行う
	23	健康食品等の監視の強化	保福(医薬)	医薬品的な効果効能を標榜した健康食品公告への対応、監視を強化する。	健康食品監視目標件数	300件以上	438件	300件以上	
(7) 添加物の適正使用	24	添加物の適正使用の監視指導	保福(生衛)	添加物を使用する事業者に対して、基準を遵守して使用するよう周知を徹底する。製造記録や添加物の秤量方法を点検するなど、添加物が適正に使用されているかどうか監視指導を行う。合わせて、製品の自主検査の励行や、適正な表示についても指導する。			各保健所で実施予定(添加物を使用する事業者への監視指導、表示指導等の実施)	各保健所で監視指導、表示指導を実施 監視件数 1,444施設	各保健所で実施予定(添加物を使用する事業者への監視指導、表示指導等の実施)
	25	流通食品の添加物の確認	保福(生衛)	流通食品等について添加物の試験検査を行い、使用基準が守られているか、表示されていない添加物が使われていないかなどについて調べる。	県内の食品の製造等を行う事業者における添加物の不適正使用件数	各保健所で実施予定(流通食品等の試験検査)	各保健所で流通食品等の試験検査を実施	各保健所で実施予定(流通食品等の試験検査)	
	26	添加物製造業者に対する指導	保福(生衛)	添加物製造業者に対し監視指導を行うとともに、製品の試験検査を行い添加物が成分規格に適合していることを確認する。		各保健所で実施予定(添加物製造業者に対する監視指導の実施及び試験検査の実施)	各保健所で監視指導及び試験検査を実施 表示漏れ等の指摘 12件	各保健所で実施予定(添加物製造業者に対する監視指導の実施及び試験検査の実施)	

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(8) 自主 管理 の 推 進	27	自主管理の向上のための指導・助言	保福 (生衛)	食品の製造等を行う事業者に対して、施設の衛生管理体制や従事者教育の方法、自主検査の実施など、自主管理が向上するように指導や助言を行う。 また、安全な食品を供給するためにコンプライアンス意識の高揚と浸透につながる指導や助言を行う。	自主検査認定事業者の増加	67施設	事業者に対し、各保健所の監視指導、食品衛生指導員が指導や助言を行った 59施設	69施設
	28	HACCPシステムを取り入れた衛生管理の促進	保福 (生衛)	法令で定められた基準を満たすのみでなく、より高い水準で衛生管理ができるように、HACCPシステムの考え方に基づく衛生管理手法の導入促進を図る。		各保健所で実施予定	重点対象施設等への監視指導の中で実施 (総合衛生管理製造過程承認施設の導入施設5施設)	各保健所で実施予定
	29	食品衛生責任者の指導等	保福 (生衛)	食品衛生責任者を対象とした講習会では、施設の衛生管理や食品の取り扱いが適正に行われるように、その責任や役割の周知を徹底する。また、食品の製造・加工・調理・販売を行う現場では食品衛生責任者が中心となり、衛生管理の向上や従事者への教育を充実させる等の自主管理が向上するように指導や助言を行う。	食品衛生責任者養成講習会受講者数(累積)	2,000人	23回 2,093人	累計4,000人
	30	適切な自主回収の実施のための指導・助言	保福 (生衛)	健康被害の発生を防止するために、事業者が食品の自主回収に着手した場合は、条例に基づく報告をするよう周知徹底する。回収に当たり、回収方法が不十分な場合は、実効性のある回収となるよう適切に指導や助言を行う。		該当事例が発生した場合は、管轄の保健所が実施する	自主回収報告件数 12件	該当事例が発生した場合は、管轄の保健所が実施する
	31	業界団体との協働	保福 (生衛) 農林 (農産・水産)	食品の安全確保のため、(一社)岡山県食品衛生協会等の業界団体と協働して、知識や技術の指導など、食品衛生の向上のための取組や、食の安全に関する情報の発信を行う。		実施予定	(一社)岡山県食品衛生協会等と協働し、食品衛生月間事業(8月)を実施(街頭、広報車での啓発活動等)	実施予定

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(9) 調査 研究	32	汚染実態調査、 迅速検査法の開 発等の継続	保福 (生衛)	環境保健センターにおける調査研究事業、流 通している食品の腸管出血性大腸菌や重金 属等の汚染実態調査、迅速検査法の開発に ついて継続して実施する。	有害物質の 汚染実態調 査	62件(県)	257件(岡山市、倉敷市 を含む、県は59件) 腸管出血性大腸菌は 186件(県)実施	168件(岡山市、倉敷市 を含む)
	33	調査研究の成果 活用、還元	保福 (生衛)	調査研究の成果を監視指導に生かす。また、 成果を県民や食品関連事業者等に分かりや すく情報提供する。		各保健所で実施予定	他県や過去に行った研 究を含め監視指導、講 習会等で情報提供を 行った(調査研究数6 題)	各保健所で実施予定
	34	学校給食モニタ リング事業の実施	教育 (保体)	学校給食における放射性物質の有無や量に ついて把握するため、「学校給食モニタリング」 事業を行う。		実施していない	実施していない	実施しない
	35	岡山県学校給食 研究協議大会の 実施	教育 (保体)	学校給食の意義と役割について認識を深め、 食育の推進と適切な調理技術等の充実を図る とともに、当面する諸問題について学校給食 関係者の資質向上を図る。		主催:(公益財団法人)岡 山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に 平成25年7月30日にコン ベックス岡山にて開催 予定。	主催:(公益財団法人)岡 山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に 平成25年7月30日にコン ベックス岡山にて開催。 840名参加	主催:(公益財団法人)岡 山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 学校給食関係者対象に 平成26年7月28日にコン ベックス岡山にて開催。

施策の方向3 消費段階での安全確保

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(10) 消費 者から の相談 ・申出 対応	36	食の安全相談窓 口の周知等	保福 (生衛)	食の安全相談窓口について、県民へ周知する とともに、県民からの相談や疑問には丁寧に 対応し、県民の安心につなげる。	食の安全相談 窓口の認 知度	各保健所で実施予定 (県民への周知、相談対 応等)	各保健所で実施 ホームページのリニュー アル、相談窓口のペー ジを作成	各保健所で実施予定 (県民への周知、相談対 応等) H29年度末までに40%
	37	条例第19条によ る申立への対応	保福 (生衛)	条例第19条に基づいて、県民から、特定の食 品や施設が人の健康に危害を及ぼした、又は そのおそれがあるとの申出を受けた場合は、 速やかに調査を行うとともに、適切な措置を講 じ、被害の拡大防止や未然防止、再発防止を 図る。		該当事例が発生した場 合は、管轄の保健所が 実施する	該当事例なし	該当事例が発生した場 合は、管轄の保健所が 実施する
	38	食品表示110番 での適切な対応 等	県生(安心) 保福(生 衛)	食品表示の一層の適正化を図るために設置し ている「食品表示110番」では、県民からの食 品表示に対する様々な問合せや偽装表示な ど表示に関する情報を受付ける。また、消費者 問題に常に関心を持ち、必要な情報の収集や 安全で安心な消費生活を支える活動を行う消 費生活サポーターに、食の安全・安心に関す る情報提供を行う。	消費生活サ ポーター数	800人	消費生活サポーター講 座:21回開催、938人受 講 食品表示110番18件受 付	消費生活サポーター講 座:20回開催400人程 度受講 食品表示110番設置

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(11) 健康 危害 情報 の 公表	39	食品の回収等の 情報の公表	保福 (生衛)	ガラス片が混入した食品が発見され、同じ日に 製造した他の食品にも混入しているおそれ があるため製造者が回収措置を取っている場合 などは、迅速に公表を行う。		該当事例の発生時は迅 速に公表を行う	2件	該当事例の発生時は迅 速に公表を行う
	40	重大な健康危害 を及ぼすおそれ がある情報の公 表	保福(生衛) 農林(水 産)	県民にも危害を及ぼすおそれがある情報を探 知した場合は、迅速に公表を行い、健康被害 の発生や拡大防止に努める。 また、公表はホームページへの掲載や食の安 全サポーターへの情報提供などにより、効果 的な方法で行う。		該当事例の発生時は迅 速に公表を行う	冷凍食品への農薬混入 事例では、第一報は報 道発表し、以後はHPで 公表を行った	該当事例の発生時は迅 速に公表を行う
(12) 消費 者 へ の 衛 生 教 育	41	食の安全に関す る知識の普及啓 発	保福 (生衛)	理性的に行動するために必要な科学的根拠 に基づいた理論や最新データの普及啓発を 行う。		各保健所で実施予定	各保健所の講習会等 で実施(39回、1,444人)	各保健所で実施予定
	42	表示の正しい理 解の促進	保福 (生衛)	消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時 の選択に役立てたり、適切に食品を取り扱え るよう、食品表示に関する知識の普及を行 う。		各保健所で実施予定	各保健所の講習会等 で実施(39回、1,444人)	各保健所で実施予定
	43	体験型教材を活 用した普及啓発	保福 (生衛)	手洗いチェッカーを用いた手洗い体験など、 参加者が体験できる教材や媒体を用いた体験 型講習会を開催し、衛生知識の普及啓発を行 う。	体験型講習 会受講者数	2,000人	1,891人(54回)	2,060人

基本方針2 安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向4 情報の提供

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(13) 食 の 安 全 ・ 安 心 情 報 の 提 供	44	食の安全・安心情 報の提供	保福 (生衛、健 推)	食中毒の発生情報や予防啓発、不良食品の 回収情報等、全般的な食の安全・安心情報を 広く県民へ提供する。		啓発チラシの作成・配布 5000枚	啓発チラシ5000枚作 成、各保健所等で配布	啓発チラシの作成、配 布:5000枚
	45	情報発信手段の 充実等	保福 (生衛、健 推)	ホームページを最新情報に更新する他、テレ ビやラジオの広報番組、広報紙、街頭キャン ペーンなど様々な情報発信手段を用いて、効 果的に情報を発信する。	街頭キャン ペーンの実施	20箇所以上	24箇所	20箇所以上
	46	食の安全サポー ターへの情報提 供等	保福 (生衛)	食の安全サポーター登録団体等へ、県から食 の安全・安心情報を提供する。また、サポー ターが独自に行っている食の安全・安心に関 する普及啓発活動に対して、助言や協力を行 う。	食の安全サ ポーター登録団 体数	73団体	73団体 (配信回数:5回)	76団体

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(14) 生産履 歴情報 等の充 実	47	農産物等のトレーサビリティシステムの充実	農水 (農産、畜 産、水産)	生産履歴情報を提供するトレーサビリティ・システムを充実する。 米トレーサビリティ・システムについては、生産者や流通事業者への指導と、消費者への啓発を継続する。 牛肉トレーサビリティ・システムについては、国との差別化を図るため生産者などの顔写真等を提供するなどの取組を行う。		米トレーサビリティ・システムを普及・啓発する研修会 4回 牛肉トレーサビリティ・システム閲覧者数5,000件	米トレーサビリティ・システムを普及・啓発する研修会4回 5,000件	米トレーサビリティ・システムを普及・啓発する研修会3回

施策の方向5 相互理解の促進

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(15) リス クコ ミュ ニ ケ ー シ ョ ン の 促 進	48	リスクコミュニケーションの場の提供	保福 (生衛)	関係者が食品の安全確保への取組について情報提供や意見交換するための場を提供し、リスクコミュニケーションの促進に努める。	リスクコミュニケーション事業の実施回数(累計)	4回	7回(うち、視察研修2回、意見交換会1回)	累計8回
	49	リスクコミュニケーターの資質向上及び活動支援	保福 (生衛)	リスクコミュニケーターを対象にリスクコミュニケーション技術を向上させるための学習会や食品の安全性の確保について正しい理解を深めるための研修会を開催する。また、リスクコミュニケーター間の情報交換の場を設けるなど、リスクコミュニケーターがそれぞれの個性を生かして多様な方法でリスクコミュニケーションが実施できるよう支援を行う。	リスクコミュニケーター研修事業(累計)	50人	36人(テーマ:食品中の放射性物質)	累計100名
	50	食品関連事業者等の支援	保福等 (生衛)	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援をする。		実施予定	「リスクコミュニケーションのすすめ」を作成、リスクコミュニケーターへ配布した。 また次期計画策定、予算確保に努めた	食品関連事業者が自ら行うリスクコミュニケーション活動に対し支援する(県内5ヵ所以上)

食の安全・安心の確保施策実施状況

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	取組指標	H25年度目標	H25年度実施結果	H26年度予定・目標
(16) 地産地消の 推進	51	食糧自給率向上 対策会議	農水 (農企)	県民運動を効果的に進めるため、農林水産・ 商工・流通・消費者団体や教育・行政機関で 構成する対策会議を推進母体として運営す る。				10月の食糧自給率向上 月間において啓発活動 を実施する。
		食糧自給率向上 月間及び食料自 給率向上推進大 会の開催におけ る啓発活動の実 施		10月の食糧自給率向上月間において重点的 な啓発活動を実施する。また、食糧自給率の 向上について県民共通の理解を得るために、 向上月間中に推進大会を開催する。				
		啓発活動の実施		向上月間中に岡山駅などにおいて、地産地消 運動と併せて啓発チラシを配布するなど、県 民への普及啓発を行う。				
		優良団体の表彰		食糧自給率の向上に取り組む優良団体を表 彰することにより、県民をはじめ企業など事業 者の自主的な取組を促す。(岡山県食料自給 率向上推進夫農林漁業功労者表賞)				
		岡山あぐり総合 フェアの開催		食糧自給率の向上など、県の農林水産業を取 り巻く課題や各種施策等を広く県民に普及啓 発するとともに、魅力ある岡山の特産品を県内 外に向け、情報発信する農林水産に関する総 合イベントを開催する。				
								実施なし
	52	おかやま地産地 消の日の普及・定 着	農水 (農企)	毎月5の付く日を「おかやま地産地消の日」と 定め、普及・定着を進め、職場や家庭等での 地産地消の取組を推進する。		地産地消協力店の登録 拡大や食農情報メール マガジン、イベント等を 通じて、地産地消のより 一層の普及・定着を進 める。	地産地消協力店の登録 拡大や食農情報メール マガジン、イベント等を 通じて、地産地消のより 一層の普及・定着を進 めた。	地産地消協力店の登録 拡大や食農情報メール マガジン、イベント等を 通じて、地産地消のより 一層の普及・定着を進 める。
	53	地産地消協力店 の登録拡大	農水 (農企)	県産食材を積極的に提供する県内小売店や 飲食店を「おかやま地産地消協力店」として登 録し、地産地消マスコットキャラクター等をデザ インしたのぼりの貸付けを行うとともに、県ホ ムページで紹介する。		地産地消のより一層の 普及・定着を図るため、 地産地消協力店の登録 拡大を進める。	地産地消のより一層の 普及・定着を図るため、 地産地消協力店の登録 拡大を進めた。	地産地消のより一層の 普及・定着を図るため、 地産地消協力店の登録 拡大を進める。
	54	地場産物の活用 状況に関する調 査	教育 (保体)	学校給食において県産食材や郷土食を活用 することは地域の食文化の伝承や農業への理 解の観点から教育的意義がある。県産食材等 の使用状況の実態を把握し、食に関する指導 の生きた教材としてより効果的に活用する。	県産食材の 給食への使 用割合	47% 地場産物の活用状況に 関する調査 平成25年6月10日(月) ～14日(金)(5日間) 平成25年11月11日(月) ～15日(金)(5日間)	51.8% 地場産物の活用状況に 関する調査 平成25年6月10日(月) ～14日(金)(5日間) 平成25年11月11日(月) ～15日(金)(5日間)	47% 地場産物の活用状況に 関する調査 平成26年6月9日(月)～ 13日(金)(5日間) 平成26年11月10日(月) ～14日(金)(5日間)